

Case 8 遺言者の死後10年以上経過後に検認手続を経た自筆証書遺言に特定困難な内容がある場合

遺言書
この大阪の家は北区〇〇〇3丁目9-9 次女?子にわたします。
平成十一年十一月六日 天満一郎

※ 縦書き・手書き
※ ?は判読困難
相談者は、上記のとりの遺言書(平成23年2月18日付検認済証明書付)を持参し、当該遺言書に記載された遺言者(平成12年12月29日死亡)の意思を実現してほしいと依頼された。

手続選択等の視点

- ① 本Case書面は、そもそも遺言として有効か。本Case書面のどの点が問題となり得るか。仮に「わたします」ではなく、「まかせます」ならどうか
② 遺言が有効として、どうすれば登記ができるか
③ 遺言の趣旨が「相続させる」旨の遺言と解される場合
④ 遺言の趣旨が遺贈と解される場合
⑤ 本Case書面が方式違反により遺言としては無効と判断せざるを得ない

けた弁護士としては、まずは遺言が有効であることを主張しながらも、この遺言を尊重するような内容の遺産分割協議を持ちかけて、代償金支払を提案するのが賢明でしょう。これにより、遺言の効力をめぐる紛争を回避するとともに、他の相続人による相続欠格の主張も封じることができそうです。

代償金の金額などで折り合いがつかなければ、やむを得ず、各種関係資料や弁護士の意見を明記した照会書を添えて事前相談をした上で(上記2(4)参照)、遺言に基づき単独登記申請をして、他の相続人の出方を待つこととなります。

そして、他の相続人から相続欠格を主張する内容証明郵便が届いたら、直ちに、遺留分権の消滅時効は援用せず、遺留分に配慮した交渉に応ずる旨の回答しておくべきでしょう。

コラム

○物件の特定が不十分な場合～遺贈物件の特定が不十分な場合の遺贈を原因とする登記申請の添付書類～

例えば、遺言書に「バルテノンの土地建物をAに遺贈する」と記載されていても、登記申請の際に、検認済遺言書のみを提出したのみでは、登記官の目から見れば「物件が特定されていない」と言わざるを得ず、受理される可能性は極めて低いと考えられます。申請書の「添付書類」

- うためには、どのような手続をとればよいか
⑤ 遺言が有効として、全相続人で遺産分割協議をすることはできるか。仮に遺言執行者がいる場合はどうか。また、仮に「相続させる」旨の遺言ではなく遺贈と判断される場合はどうか
⑥ 本Caseの場合、次女から委任を受けた弁護士としては、どのような手続を選択するべきか

解説

1 自筆証書遺言の有効性

(1) 自書性
本Case遺言書は、自筆証書遺言ですので、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければなりません(改正前民968)。
そこで、遺言者本人の筆跡であることが明らかである資料(例えば、日記や手紙等)と照らし合わせて、本Case遺言書の全文、日付及び氏名の記載が遺言者の自筆によるものであるかどうかを検討する必要があります。
なお、平成30年法律72号による民法改正により、平成31年1月13日以後に作成された自筆証書遺言については、自筆証書に一体のものとして相続財産目録を添付する場合には、その目録については自書でなくてもよいとされました(民968②)。

第6章 遺言執行に関する手続選択等

Case 21 遺言書(全部包括遺贈)があるが相続預金からの引出金に使途不明金が存在する場合

第1及び第2順位相続人不在の遺言者Aがその妹(認知症)の子であるBに全部包括遺贈した。
Aの兄の子ら5名(C~G)のうちCがAの入院中の終末期の世話をし、Cが喪主となって葬儀を執り行った。Bは見舞いにも行っていない。
Cの主張によれば、ほぼ毎日(計150日)入院中に頻りに見舞いに行き、洗濯物を持ち帰って洗濯していたので1日5,000円の日当を請求していたそうだが、遺言執行者が調査したところ45日だった。葬儀費用について58万円と主張していたが、遺言執行者が調査したところ45万円であった。

また、Aの預金通帳を確認したところ、Aの死亡前にAの預金から50万円を10回合計500万円、死亡後に50万円3回合計150万円が引き出されていたが、誰が引き出したか不明であった。

手続選択等の視点

- ① 遺言執行業務の処理方針について裁判所に質問してもよいか
② 包括遺贈の遺言執行者の職務権限に相続債務の弁済は含まれるか
③ 喪主と包括受遺者が異なる場合、葬儀代は誰が負担するか

実務家も迷う 遺言相続の難事件 事例式 解決への戦略的進め方

編集 遺言・相続実務問題研究会
編集代表 野口 大(弁護士)
藤井伸介(弁護士)

論点
が交錯
する遺言
相続事件
の手続
選択を
サポート!

◆弁護士が実際に関与した事例や、司法書士・税理士から寄せられた相談から、専門家が対応に苦慮する難事件を取り上げています。

◆戦略的に問題を解決するために検討すべき事項を掲げた上で、事件処理における手続選択の留意点や遺言の解釈及び遺言執行のポイントを解説しています。

◆実務に精通する弁護士の研究会が、遺言・相続分野に携わる専門家向けに執筆しています。



A5判・総頁368頁
定価4,620円(本体4,200円)
送料460円

0120-089-339
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
〈電子版〉
定価4,180円(本体3,800円)



